

令和3年度 第2回岐阜県古代・中世寺院跡総合調査検討委員会 議事録（要旨）

日 時	令和4年2月22日（火） 10：00～12：15														
場 所	岐阜県図書館研修室（遠隔地の委員はオンライン参加）														
参加者	<p>（委員） 三輪嘉六 文化財保存支援機構理事長・山梨大学客員教授 菱田哲郎 京都府立大学文学部教授 上川通夫 愛知県立大学日本文化学部教授 林正憲 奈良文化財研究所考古第三室長 藤岡英礼 滋賀県栗東市教育委員会スポーツ・文化振興課主査</p> <p>（オブザーバー） 斎藤慶吏 文化庁文化財第二課調査官 （事務局） 文化財保護センター</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">岡田知也 所長</td> <td style="width: 50%;">三輪晃三 調査課調査第二係長</td> </tr> <tr> <td>近藤正枝 調査課調査第二係主査</td> <td>吉村晶 調査課調査第二係主査</td> </tr> <tr> <td>中馬裕太 調査課調査第二係主査</td> <td>榎田尚人 調査課調査第二係主任</td> </tr> <tr> <td>日置真穂 調査課調査第二係主事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>文化伝承課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>河田哲也 課長</td> <td>小野木学 記念物保護係長</td> </tr> <tr> <td>小林新平 記念物保護係主任</td> <td></td> </tr> </table>	岡田知也 所長	三輪晃三 調査課調査第二係長	近藤正枝 調査課調査第二係主査	吉村晶 調査課調査第二係主査	中馬裕太 調査課調査第二係主査	榎田尚人 調査課調査第二係主任	日置真穂 調査課調査第二係主事		文化伝承課		河田哲也 課長	小野木学 記念物保護係長	小林新平 記念物保護係主任	
岡田知也 所長	三輪晃三 調査課調査第二係長														
近藤正枝 調査課調査第二係主査	吉村晶 調査課調査第二係主査														
中馬裕太 調査課調査第二係主査	榎田尚人 調査課調査第二係主任														
日置真穂 調査課調査第二係主事															
文化伝承課															
河田哲也 課長	小野木学 記念物保護係長														
小林新平 記念物保護係主任															
議事要旨															
<p><u>(1) 全体計画</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書の校正は、文字校正3回、色校正1回とする。 <p><u>(2) 令和2年度の調査成果</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長瀧寺は寺院の様々な施設が複合しているが、それぞれの関係性を伝承や文献で確認するとよい。 ・各論の執筆に際し、今回の調査で参考とした文献や縁起、大般若経奥書などのデータを手元に置く必要がある。 ・作成した図面について、平坦地の描き方などの微修正が必要である。 ・今回の調査は、庭園史だけを単独で取り上げても意味がある。 <p><u>(3) 令和3年度の調査成果</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査所見の時代区分の欄について、現存まで続いている寺院については近世で終わらせるのではなく、表現方法を検討すべきである。 ・園地への水の取り入れ方法や、園地造成のために地形を改変しているかなどの視点が重要である。 ・山寺の湧水は、近隣の社会との生産活動との関係性や、霊場としての宗教性という視点を持つべきである。 ・永保寺は美濃と尾張の国境に近く、瀬戸市の定光寺と対になって造られたのではないかと。 <p><u>(4) 各圏域のまとめ（飛騨・東濃）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・膨大な調査事例が報告されており、先駆的である。 ・成立時期の捉え方について、伝承を鵜呑みにしているような書き方にならないように注意すべきである。 ・経塚と寺院との位置関係についても視野に入れるべきである。 ・中世の開始時期に関する検討や、山岳信仰に関連する言及を記載した方がよい。 <p><u>(5) 報告書の体裁（案）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・章立ての変更案として、圏域の概要を第1節に追加する。また、そこには、各圏域の調査寺院数を記載する。 ・一覧表の成立時期の表現は、伝承によるところには「伝」とつけるように徹底すること。 ・第9章第1節の各論の順番については再検討する。 ・総括に今回の調査の文化財保護上の意義を記載すること。 															